

議会改革活性化特別委員会 委員長報告

議会改革活性化特別委員会の調査結果について、ご報告申し上げます。

本特別委員会は、「議会活性化」並びに「議会改革」に関することを付議事件として調査研究を進めるため、令和4年6月定例会の本会議において設置されたものであり、議長から指名された委員8名で構成されました。

この度、調査が終了いたしましたので、その結果について会議規則第108条の規定によりご報告申し上げます。

初めに、特別委員会の開催経過についてありますが、令和4年6月22日から令和5年6月12日までの間に13回開催いたしました。

付託調査事件のうち、まず「議会活性化」についてご報告いたします。

議会活性化につきましては、「議会BCP策定」と「議会ICT活用」を柱とし、会議を進めてまいりました。

議会BCP策定につきましては、近年激甚化する災害の頻発や、新型コロナウイルスのような未知なるウイルスの蔓延に対応すべく、議員視点による「業務継続計画」を策定し、有事の際、執行部と連携し議会活動を止めず、復旧復興に全力で取り組める体制を構築いたしました。

次に、議会ICT活用につきましては、大田原市議会が平成27年度に導入しましたタブレット端末を、オンライン委員会等で活用できるよう、条例や規則を改正いたしました。

また、有事の際の連絡手段としてもタブレット端末活用は有効であるため、平時からのタブレット端末操作の研さんや防災訓練を実施していきます。

次に、「議会改革」についてご報告いたします。

議会改革につきましては、「通年議会の導入」の検討、「大田原市議会申し合せ事項」及び「請願・陳情の表決確認」の見直しを柱とし、会議を進めてまいりました。

まず、「通年議会の導入」につきましては、議会による様々な検証も必要ですが、執行部との協議や、パブリックコメントによる外部の意見を反映する必要があります。

通年議会の大きなメリットは、議決が必要な事件が発生した場合、速やかに会議を再開し、審議できる点であります。

また一方、従来の定例会方式のメリットは、臨時会を除いては、会議日程がほぼ確定しているため、議会活動とそれ以外の活動を並行してできることや、各種会議等への影響が少ない点があげられます。

このように様々な観点から検討を進め、限られた時間の中で議論を重ね、意見をいただきましたが、「導入自治体への観察などの更なる調査研究」や「導入に当たっての執行部との協議や調整」等の必要性についての意見もあり、通年議会制度の導入については、最終的な結論には至りませんでした。

引き続き、市当局には市民の代表である議会に対する丁寧な説明を求めてまいりたいと思います。

次に、「大田原市議会申し合せ事項」と「請願・陳情の表決確認」について、改正や見直しを行いましたので、併せて報告いたします。

まず、大田原市議会申し合せ事項の見直しにつきましては、改正の必要が生じた際、全員協議会で協議了承がなされ、運用されてきました。既に、改正された箇所と、本特別委員会による改正箇所を合わせた改訂案を、令和5年版として運用することといたしました。

次に、請願・陳情の表決確認について報告いたします。

本会議における請願・陳情の表決確認につきましては、定例会最終日に審査を付託されました委員会の委員長報告に対し、賛成や反対を問う方法でありましたが、その方法について本特別委員会で協議した結果、委員長報告ではなく、請願・陳情そのものに対し、賛成や反対を問う方法に変更した方が望ましいとなりましたので、本特別委員会の報告書が議長に提出された以降の定例会から運用することといたします。

最後になりますが、議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、議会運営に係る評価と改善を行う必要があります。そのため、今後も継続して議会改革の推進を図り、複雑かつ高度化が進む自治体経営の一翼として、多種多様な民意を的確かつ迅速に反映させ、政策立案や監視機能をより効果的に発揮していくことが求められます。

議員一人ひとりが、不断の努力を重ねることにより資質向上に努め、議会の総力を結集し、民主主義の確立のための議会改革、議会活性化の歩みを進めることにより、市民に信頼される開かれた議会運営が可能となることを確信しております。今後も信頼と開かれた議会を運営することを約束しまして、調査完了の報告といたします。

令和5年6月30日

議会改革活性化特別委員会

委員長 大豆生田 春美

